

都道府県・政令指定都市名	14 神奈川県
--------------	---------

時点：2024年4月1日（特に記述のある場合を除く）

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 ( 室 ) 名	福祉子どもみらい局 共生推進本部室 男女共同参画グループ
担 当 職 員 数	12 人 ( 専任 11 人、兼任 1 人 )

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	神奈川県共生推進本部
設 置 年 月 日 ( 西 暦 ) ・ 根 拠	2021年4月1日 根拠： 神奈川県共生推進本部の設置及び運営に関する要綱
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮問機関、懇談会等の名称	神奈川県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 ( 西 暦 )	2002年4月1日
構 成 員 数	11 人 ( 女性 8 人、男性 2 人 )

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 ( 西 暦 )	2023 年 4 月 ~ 2028 年 3 月
名 称	かながわ男女共同参画推進プラン(第5次)
改定・見直しの予定時期	2028年3月 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	神奈川県男女共同参画推進条例
	公 布 日 ( 西 暦 )	2002年3月29日
	施 行 日 ( 西 暦 )	2002年4月1日
	最 終 改 正 日 ( 西 暦 )	2021年3月30日
	改 正 内 容	(2021年3月30日改正)男女共同参画の推進に関する県の姿勢を明確にするため、積極的改善措置に係る規定を定めるなど、所要の改正。(2010年8月3日改正)2009年4月1日から起算して5年を経過することにより、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦)：	0 年 0 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況：
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード	1:2024年4月1日	2:その他(西暦)	2024年3月31日
目 標 値	(西暦) 2027 年度まで	%	かながわ男女共同参画推進プラン(第5次)策定当初は、「40%を超えること(2023)」としていたが、2024年3月に44.3%(2027)と目標値を改めた。		
根 拠	審議会等の委員への男女共同参画推進要綱				
目標設定の対象である審議会等の範囲	附属機関及び要綱等により設置された協議会等				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数( 112 )うち女性委員を含む審議会等数( 112 )		
	延総委員等数( 1,480 )	延女性委員等数( 627 )	女性比率( 42.4 )		
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数( 94 )うち女性委員を含む審議会等数( 90 )		
	延総委員等数( 1,910 )	延女性委員等数( 646 )	女性比率( 33.8 )		
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数( 41 )うち女性委員を含む審議会等数( 40 )		
	延総委員等数( 1,260 )	延女性委員等数( 383 )	女性比率( 30.4 )		
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 9 )うち女性委員を含む審議会等数( 8 )		
	延総委員等数( 75 )	延女性委員等数( 15 )	女性比率( 20.0 )		
目標値以外の目標設定					
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2	有の場合、1. 公表 2. 非公表	
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人	( 年 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1	委員の公募(1. 有 2. 無)	1
	そ の 他	審議会等の委員への男女共同参画推進のための事前協議の実施			

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード	1:2024年4月1日	2:その他(西暦)									
		管理職総数	女 性 管 理 職 の 内 訳										
		(人)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
		(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(H)	女性比率(%)
本庁	計	580	90	15.5	26	6	23.1	117	14	12.0	437	70	16.0
	うち一般行政職	453	87	19.2	25	6	24.0	88	13	14.8	340	68	20.0
支庁・地方事務所等	計	527	91	17.3	5	0	0.0	67	5	7.5	455	86	18.9
	うち一般行政職	273	59	21.6	5	0	0.0	30	2	6.7	238	57	23.9
全体	計	1,107	181	16.4	31	6	19.4	184	19	10.3	892	156	17.5
	うち一般行政職	726	146	20.1	30	6	20.0	118	15	12.7	578	125	21.6
再掲	警察関係	201	4	2.0	0	0		40	1	2.5	161	3	1.9
	教育委員会	115	27	23.5	3	0	0.0	17	2	11.8	95	25	26.3

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2024年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)		女性比率(%)	係長相当職(人)		女性比率(%)
		うち女性数(人)			うち女性数(人)		
本庁	計	1,874	304	16.2	2,114	318	15.0
	うち一般行政職	1,190	270	22.7	755	217	28.7
支庁・地方事務所等	計	2,305	630	27.3	3,270	594	18.2
	うち一般行政職	1,070	381	35.6	829	335	40.4
全体	計	4,179	934	22.3	5,384	912	16.9
	うち一般行政職	2,260	651	28.8	1,584	552	34.8
再掲	警察関係	1,246	72	5.8	3,405	240	7.0
	教育委員会	569	219	38.5	246	103	41.9

問7-3 新規昇任者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

		課長相当職			課長補佐相当職			係長相当職		
		うち女性数(人)	女性比率(%)		うち女性数(人)	女性比率(%)		うち女性数(人)	女性比率(%)	
本庁	計	78	17	21.8	232	26	11.2	258	41	15.9
	うち一般行政職	53	16	30.2	142	21	14.8	150	40	26.7
支庁・地方事務所等	計	87	14	16.1	137	57	41.6	212	46	21.7
	うち一般行政職	31	8	25.8	64	31	48.4	71	25	35.2
全体	計	165	31	18.8	369	83	22.5	470	87	18.5
	うち一般行政職	84	24	28.6	206	52	25.2	221	65	29.4
再掲	警察関係	69	6	8.7	118	9	7.6	219	17	7.8
	教育委員会	12	5	41.7	37	12	32.4	65	17	26.2

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○		○			○	◎			○	選考による
課長補佐相当職	○		○			○	◎			○	選考による
係長相当職	○		○			○	◎			○	選考による

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	11,394	1,058	9.3
昇格試験	839	95	11.3

問7-6 女性公務員の採用状況(2023年4月1日～2024年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	924	337	36.5
うち 上級	574	235	40.9
うち 一般行政職	310	151	48.7
うち 上級	239	109	45.6
うち 警察関係	413	78	18.9
うち 上級	180	39	21.7

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	規定内容
知事部局:神奈川県職員旧姓使用取扱要綱 教育局:神奈川県教育委員会職員旧姓使用取扱要綱 企業局:神奈川県企業庁職員旧姓使用取扱要綱	神奈川県職員旧姓使用取扱要綱:第2条 職員は、人事課長に届け出ることにより、次条第1項に掲げる文書等において旧姓を使用することができる。神奈川県教育委員会職員旧姓使用取扱要綱:第2条 職員は、総務室長(教職員人事課所管職員にあっては、行政部教職員人事課長、以下「総務室長等」という。)に届け出ることにより、次条第1項に掲げる文書等において旧姓を使用することができる。神奈川県企業庁職員旧姓使用取扱要綱:第2条 職員は、総務室長に届け出ることにより、次条第1項に掲げる文書等において旧姓を使用することができる。

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2024年4月1日 2:その他(西暦)

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性		うち管理職数(人)	うち女性	
	数(人)	比率(%)		数(人)	比率(%)
93	15	16.1	9	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	神奈川県立かながわ男女共同参画センター		愛称・通称	かなテラス
設置年月日(西暦)	1982年11月6日		施設形態	2 1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：251-0025 住 所：神奈川県藤沢市鶴沼石上2-7-1 県藤沢合同庁舎2階 電話番号：0466-27-2111 FAX番号：0466-25-6499 ホームページ：https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/top.html			
管理・運営主体	1. 施設管理○ 直営(担当部局名：管理課 ) 指定管理者(名称： ) その他( ) 2. 事業運営○ 直営(担当部局名：参画推進課、相談課 ) 指定管理者(名称： ) その他( )			
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員) 17 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員) 12 人	予算額	2024年度 85,001 千円
主な事業	<input type="checkbox"/> 1. 広報啓発(主な事項：男女共同参画推進市町村連携事業、研修用教材の提供、「かなテラスレポート」発行事業、啓発冊子の発行) <input type="checkbox"/> 2. 講座(主な事項：女性のための社会参画セミナー「かなテラス カレッジ」、女性管理職育成セミナー、女性を部下に持つ管理職向けセミナー、女性のための初期キャリア形成支援セミナー、経営層向けダイバーシティ推進セミナー、中高生のための3大気づき講座、DV防止啓発講座) <input type="checkbox"/> 3. 相談事業(主な事項：DV相談(配偶者暴力相談支援センター) ) <input type="checkbox"/> 4. 情報収集・提供(主な事項：かながわ男女共同参画支援サイトの運営、かながわジェンダーダイバーシティデータベース、メールマガジン、X(旧Twitter)等による情報発信、資料・交流コーナーの運営、講演会・セミナー等の配布資料の収集・配架 ) <input type="checkbox"/> 5. 苦情処理(主な事項： ) <input type="checkbox"/> 6. 交流促進(主な事項：市町村男女共同参画施策推進者研修・情報交換会 ) <input type="checkbox"/> 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項：D&Iかながわメソッド事業、男性の家事・育児参画促進事業 ) <input type="checkbox"/> 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項： ) <input type="checkbox"/> 9. 調査研究(主な事項：男女共同参画社会推進調査研究事業、男女共同参画推進条例に基づく届出集計・分析、社会参画状況調査 ) <input type="checkbox"/> 10. その他(主な事項： )			

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)	出資者		

2つある場合

名 称		基金・基本財産額	0 千円
設置年月日(西暦)	出資者		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 問10-2 名称等: 2. 無	加盟団体数	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数	
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 ( 内容: )			

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

<input type="checkbox"/> 1. 担当者連絡会議の開催 <input type="checkbox"/> 2. 市区町村職員研修会の開催 <input type="checkbox"/> 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 <input type="checkbox"/> 4. 関係情報の収集提供 <input type="checkbox"/> 5. 審議会等女性登用の働きかけ <input type="checkbox"/> 6. 補助金等の交付 ( 名 称 : ) ( 概 要 : ) <input type="checkbox"/> 7. その他 ( 内容: 男女共同参画をテーマとした講座等を市町村と連携して実施 市町村関係委員会への委員としての参加 研修用教材の提供 )	
---	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

<input type="checkbox"/> 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 <input type="checkbox"/> 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ <input type="checkbox"/> 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 <input type="checkbox"/> 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 <input type="checkbox"/> 3. その他 ( 内容: 主に女性職員が参加する「育児休業復業者支援研修」について、受講者に配慮した研修時間を設定している。 )
---

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2023年度予算 (千円)	2024年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	492,703	581,964	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.02179 %	0.02765 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	43,891	39,396	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

項目の設定	
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	○	○		
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)		○		
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			○	
⑩ 短時間正社員制度の導入				
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
⑬ その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	1	2
1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
3 役員に占める女性割合に関する項目		
4 管理職に占める女性割合に関する項目		
5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
6 その他「登用促進等」に関する項目		
7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	
8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		
9 短時間正社員制度の導入		
10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		
11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
12 その他	○	

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	子育て支援に取り組む事業者の認証制度、かながわサポートケア企業認証制度(7)、神奈川なでしこプラント事業(12)
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的な名称	女性活躍推進法に関する取組に係る情報交換会
2 現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	かながわジェンダーダイバーシティデータベース(ホームページ)
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	2	定期の場合	年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○		1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室)	
			2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室)	
			3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者	
			4. その他 ( 神奈川県立かながわ男女共同参画センター )	

問18-1 2024年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・①男女共同参画推進市町村連携事業	①地域における男女共同参画社会の実現に向けて、地域の実情に応じた講座等を市町村と連携して実施し、男女共同参画の推進を図る。	①未定(事業ごと)	①6月～3月
・②研修用教材の提供	②市町村や企業等において、男女共同参画についての理解を深め、男女共同参画に向けた取組みを進めることに資することを目的とした研修に使用できる教材を提供する。		②随時
・③「かなテラスレポート」の発行	③男女共同参画についての情報や、かなテラスの事業等を掲載した「かなテラスレポート」を作成し、ホームページで発信する。		③随時
・④啓発冊子の発行	④(1)DV防止啓発冊子「ドメスティック・バイオレンスに悩む女性たちへ」 (2)多言語リーフレット「多言語によるDV相談窓口」(13言語) (3)男性向けDV防止啓発リーフレット「男性にもDV相談窓口があります」 (4)高校生向けデートDV防止啓発冊子「ちょーカンタン デートDVの基礎知識」等を作成し、関係機関への配布を行う。	④(1)16,000部(2)1,400部 ×13言語 (3)10,000部 (4)90,000部	④(1)6月(2)6月 (3)6月(4)6月
・⑤ライフキャリア教育かながわモデル発信事業	⑤就職前の若年層(大学生・高校生・中学生)に向けて、固定的性別役割分担意識にとらわれず、自ら望む働き方・生き方について考える「ライフキャリア教育」を推進するため、啓発冊子等の作成・配布を行う。		⑤随時
・⑥男女共同参画教育参考資料作成	⑥ 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女平等・人権尊重の意識や仕事と家族的責任を担える能力の育成を目的とした、小学校5年生向け冊子「こんな子いるよね」を作成		⑥3月
2. 表彰			
3. 講座			
・①女性のための社会参画セミナー「かなテラス カレッジ」	①様々な意思決定の場への女性(議員・審議会委員等、行政・地域・企業等のキーパーソンとして活動する女性)の参画を促進するため、地域や社会の課題を発見し解決するための手法を学ぶセミナーを実施する。	①春期講座30人 秋期講座30人 オンライン講座30人	①6月～10月
・②女性管理職育成セミナー	②女性管理職人材育成のため、係長・主任・サプリーダー相当職の女性を対象に、役割や心構え、マネジメントスキルなどを学ぶセミナーを実施する。	②30人	②1月～2月
・③女性を部下に持つ管理職向けセミナー	③女性を部下に持つリーダーや管理職を対象に、女性活躍推進等を阻害する「アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)」についてグループワークを交えて学び、部下の力を引き出し能力を発揮してもらうための効果的な働きかけ方を習得するセミナーを実施する。	③30人	③11月
・④女性のための初期キャリア形成支援セミナー	④総就業年数3～7年程度の女性を対象に、自身のキャリアについて考える機会を提供し、自らが望む形で仕事と家庭を両立し、キャリアアップに繋げるためのセミナー等を実施する。	④セミナー30人 キャリアカウンセリング30人	④10月
・⑤経営層向けダイバーシティ推進セミナー	⑤男性の家庭参画のための重要ポイントとなる「職場における意識改革・行動変革」を促進するため、企業等の経営層向けに、ダイバーシティや女性活躍の意義及び重要性を伝えるとともに、社員の効率的な働き方を促進する業務改善方法などのセミナーを実施する。	⑤セミナー30人 個別相談4社	⑤9月
・⑥【中高生のための3大気づき講座】ジェンダー平等×メディアリテラシー講座	⑥人権の尊重及び固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、メディアが発信する情報を男女共同参画の観点から読み解き、主体的に評価する能力の向上を図るための講座を実施する。	⑥未定(申込ごと)	⑥随時(年5回程度)
・⑦【中高生のための3大気づき講座】ジェンダー平等×マイカイトランス	⑦女性技術者・研究者や、男性の育休取得経験者など、今までロールモデルの少なかった「自分らしい生き方や働き方」をしている講師を学校等に派遣し、性別に関わらず、自分らしい生き方や働き方を考える機会を提供するとともに、女子生徒の理工系志望(理工系進学・就労、研究職技術職系進学・就労)を促進・支援するための講座を実施する。	⑦未定(申込ごと)	⑦随時 (年5回程度)
・⑧【中高生のための3大気づき講座】デートDV防止啓発講座	⑧NPOや中学・高校等と連携し、デートDV防止啓発講座を実施する。	⑧中・高生等	⑧年10回
・⑨DV防止啓発講座	⑨DV防止等のための啓発講座を実施する。	⑨女性向け、男性向け	⑨年4回
4. 相談事業			
・①配偶者暴力相談支援センター	①DV相談及びDV被害者の自立支援を行う。(女性のためのDV相談窓口、多言語相談窓口の設置、法律相談・精神保健相談の実施等)		①通年
・②かながわDV相談LINE	②コミュニケーションアプリ「LINE(ライン)」を活用した、DV・デートDV等に悩む女性向けの相談を実施。		②通年
5. 情報収集・提供			
・①かながわ男女共同参画支援サイトの運営	①女性の能力発揮(エンパワーメント)に向けた取組の一環として、チャレンジしたい女性を応援するための情報や、様々な分野で積極的に活動している女性人材の情報、団体・グループ情報をホームページ上で提供する。		①通年
・②かながわジェンダーダイバーシティデータベース	②統計の面から、本県の男女共同参画の状況を把握できるよう、かなテラスホームページ内で社会的意義の高い統計・調査データ項目を中心とした各種統計データを提供する。		②通年
・③メールマガジン、X(旧Twitter)等による情報発信	③メールマガジンを随時発行し、男女共同参画についての情報を迅速に配信する。また、X(旧Twitter)等によりイベントなどの最新情報を随時発信する。		③通年
・④資料・交流コーナーの運営	④男女共同参画に関する行政資料等を収集・整理し、県民等の利用に供するとともに、図書館情報システムを運用し、県内公共図書館等との連携を図って図書館資料検索・図書貸出サービスを行う。		④通年 (7月より施設工事のため休止)
・⑤講演会・セミナー等配布資料の収集・配架	⑤かなテラスが主催・共催・後援する講演会・セミナー等の配布資料を収集し、資料・交流コーナーへの配架及びかなテラスホームページでの公開により情報を発信する。		⑤通年
6. 苦情処理			
7. 交流促進			
・①市町村男女共同参画施策推進者研修・情報交換会	①かなテラスの事業及び各市町村の事業について情報等を共有するとともに、男女共同参画についての施策能力の向上等を図る研修を実施することにより、効果的な事業展開を図るとともに、県と市町村並びに市町村相互の連携の強化を図る。	①未定(全33市町村)	①6月
・②女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催	②県内関係機関のための連絡会	②国・県・市20機関	②年3回
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・①D&Iかながわメンバーズ事業	①県内企業等の女性活躍推進を始めとするダイバーシティ&インクルージョンを推進し、性別に関わらず、誰もが個性と力を発揮し、あらゆる分野で活躍できる社会の実現に向けた事業を実施する。		①随時
・②男性の家事・育児参画促進事業	②男性の家事・育児参画に向けた「職場の理解促進と意識改革」を図り、ジェンダー平等や女性活躍の阻害要因となるジェンダーバイアス(性別役割分担意識)を解消するため、男性従業員等を主なターゲットとして、県内事業所等の職場研修へ講師派遣を行う。	②未定(申込ごと)	②10月～3月 (年5回程度)
9. 国際交流・海外派遣事業			
10. 調査研究			
・①男女共同参画社会推進調査研究事業	①男女共同参画の推進を図るため、かなテラスや関係部局、市町村等の施策や事業に具体的に反映ができる調査・研究や、女性を取り巻く課題解決に向けた調査・研究を行う。		①通年
・②男女共同参画推進条例に基づく届出集計・分析	②男女共同参画推進条例により、事業所における男女共同参画がより一層推進されるよう、常時使用する従業員数300人以上の事業所ごとに男女共同参画の進捗状況の届出を受け、その結果を集計・分析する。		②10月～3月
・③社会参画状況調査	③かなテラスで実施した、女性のための社会参画セミナー「かなテラス カレッジ」の受講者を対象に、事業の効果及び受講者の社会参画状況を把握し、今後の事業企画に役立てる。		③12月～3月
11. その他			

## 問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2024年7月1日)

議 会 名	神奈川県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	2	
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合には、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。			
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1	
規 定 名	神奈川県議会会議規則		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	第10条 議員は、公務、病氣、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由により、会議又は委員会に出席することができないときは、あらかじめその理由と日数を記載した欠席届を議長又は委員長に提出しなければならない。2 議員が出産のため会議又は委員会に出席することができないときは、前項の規定にかかわらず、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席することができない期間を記載した欠席届をあらかじめ議長又は委員長に提出することをもって、同項の規定による欠席届の提出に代えることができる。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他( )	2	
規 定 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無	1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
配偶者の出産	2		
育児	1		
家族の看護	2		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他			
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1	
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3	
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他 ( )		
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1	
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1	
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2	
規 則 名			
条本文			
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの

具体的な役割の明確な位置付け

3	1. 位置付けられた規定がある。
	2. 位置付けられていない。
	3. その他(不明等) [ 男女共同参画等の推進については位置付けている ]
計画、指針名	
該当部分の規定	

調査時点コード: 2

1. 2024年4月1日 2. その他(西暦) ( 2024年3月31日 )

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	2023年4月23日	~	2027年4月22日
副知事				3 人	(女性 0 人、男性 3 人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考	
1	都道府県防災会議(会長を含む)	57	9	15.8		
	都道府県防災会議(委員のみ)	56	9	16.1		
	内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	0	0.0	
		2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
		3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
		4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
		5号 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者	8	2	25.0	
		6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	1	25.0	
7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	16	0	0.0			
8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	8	6	75.0			
2	国土利用計画地方審議会	20	4	20.0		
3	土地利用審査会	7	3	42.9		
4	都道府県交通安全対策会議	20	2	10.0		
5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	30	5	16.7		
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	22	8	36.4		
7	精神医療審査会	25	7	28.0		
8	都道府県生活衛生適正化審議会					
9	都道府県医療審議会	22	2	9.1		
10	准看護師試験委員会	10	5	50.0		
11	麻薬中毒審査会	5	3	60.0		
12	地方社会福祉審議会	30	8	26.7		
13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	6	30.0		
14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	4	36.4		
15	国民健康保険審査会	9	1	11.1		
16	都道府県農業共済保険審査会					
17	都道府県森林審議会	15	6	40.0		
18	都道府県建設工事紛争審査会	35	12	34.3		
19	建築審査会	7	4	57.1		
20	都道府県建築士審査会	7	2	28.6		
21	都道府県都市計画審議会	30	8	26.7		
22	開発審査会	7	3	42.9		
23	私立学校審議会	18	3	16.7		
24	石油コンビナート等防災本部	25	0	0.0	全本部員が職務指定のため	
25	公害健康被害認定審査会					
26	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)	24	2	8.3		
27	都道府県児童福祉審議会	26	15	57.7		
28	地方港湾審議会	8	1	12.5		
29	土地区画整理審議会					
30	教科用図書選定審議会	20	14	70.0		
31	介護保険審査会	10	3	30.0		
32	都道府県固定資産評価審議会	11	4	36.4		
33	感染症の診査に関する協議会	28	6	21.4		
34	警察署協議会	542	191	35.2		
35	土地収用事業認定審議会	7	4	57.1		
36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	10	4	40.0		
37	都道府県国民保護協議会	30	2	6.7		
38	地方独立行政法人評価委員会	18	6	33.3		
39	市街地再開発審査会					
40	都道府県職員委員会					
41	自然再生協議会					
42	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	6	3	50.0		
43	後期高齢者医療審査会	9	1	11.1		
44	留置施設視察委員会	8	1	12.5		
45	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	18	1	5.6		
46	指定難病審査会	15	1	6.7		
47	小児慢性特定疾病審査会					
48	行政不服審査会	9	4	44.4		
49	地域医療対策協議会					
50	幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関	29	15	51.7		
51						
52						
53						
54						
55						
	合 計	1,260	383	30.4		
	女性委員0の審議会数	1				

## 3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	3	60.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	5	2	40.0	
5	公安委員会	5	2	40.0	
6	都道府県労働委員会	21	3	14.3	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会	15	1	6.7	
9	内水面漁場管理委員会	10	0	0.0	団体から推薦された委員等に女性がいなかったため
	合 計	75	15	20.0	
	女性委員0の委員会数	1			